

平成 2 2 年第 2 回教育委員会

定例会会議録

平成 2 2 年 2 月 8 日

東久留米市教育委員会

平成22年第2回教育委員会定例会

平成22年2月8日午前10時00分開会
本庁舎3階 議会会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名について
(3) 平成22年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成22年度東久留米市教育委員会基本方針について
(4) 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について
(5) 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
(6) 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について
(7) 東久留米市公民館運営審議会規則の廃止について
(8) 東久留米市体育指導委員に関する規則の一部改正について
(9) 東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について
(10) 東久留米市心身障害教育推進委員会設置に関する規則の一部改正について
(11) 平成21年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算(案)について
(12) その他
(13) 諸報告について
 東久留米市立小・中学校給食危機管理マニュアルについて
 中部地域(第八小学校)のその後の状況について
 東部地域(第四小学校)のその後の状況について

出席委員(5名)

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長 鹿 島 宗 男	総務課長 下 川 尚 孝
指導室長 小谷野 茂 美	生涯学習課長 田 中 潤
学校適正化等 担当課長 桑 原 茂	学務課長 稲 葉 勝 之
図書館長 高 梨 顕 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣
指導主事 工 藤 和 志	指 導 主 事 木 村 高 一 郎
教育部主幹 山 下 一 美	

事務局職員出席者

庶務係長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 岡 崎 毅
--------------	-------------

開会及び開議の宣告

委員長 これより平成22年第2回教育委員会定例会を開会する。本日は全員出席であり、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

(午前10時07分)

会議録署名委員の指名

委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名委員は5番松本委員に願います。

会議録の承認

委員長 12月10日開催の第12回定例会の会議録については各委員にご覧いただいているので、よろしければ承認を得たい。異議なしと認め、会議録は承認された。

1月15日開催の第1回定例会の会議録については後ほど配布するので、内容の確認をお願いします。

議案の撤回及び追加

委員長 日程第2に入る前に、議案の撤回と追加の申し出があるので、事務局から説明を求める。

総務課長 議案の撤回と追加について説明する。議案第14号の「東久留米市立学校施設の開放に関する実施細則の一部改正について」は実施細則自体が規程や規則を実施あるいは運用する際に定める内部基準であり、事務局内部で取り扱うものであるため撤回したい。また、議案第16号として、「平成21年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算(案)について」を追加議案として提出したく、よろしく願いたい。

委員長 ただいまの説明のとおり、日程第10の「議案第14号 東久留米市立学校施設の開放に関する実施細則の一部改正について」は、事務局内部で取り扱うものであるということであり、撤回することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第14号は撤回することに決定した。続いて、「議案第16号 平成21年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算(案)について」を追加議案として取り上げることに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第16号を追加議案として取り上げることに決定した。併せて、日程変更についてもご了承いただいたものとし、改めて日程を配布する。

なお、新しい日程では、本日諸報告で予定していた「小学校給食調理業務委託の進捗状況について」から、「東久留米市立小・中学校給食危機管理マニュアルについて」の報告に変更する。

公開しない会議の宣告

委員長 本日の議案第6号は人事案件のため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないこととしたいのでお諮りする。公開しない会議とすることに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、公開しない会議とする。

傍聴の許可

委員長 傍聴者はおいでになるか。

総務課長 おいでになる。

委員長 人事案件が終了次第、傍聴を許可したいと思うがよろしいか。異議なしと認め、そのようにする。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

委員長 日程第3、「議案第7号 平成22年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成22年度東久留米市教育委員会基本方針について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

教育長 「議案第7号 平成22年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成22年度東久留米市教育委員会基本方針について」、上記議案を提出する。平成22年2月8日提出、東久留米市教育委員会教育長 永田昇。提案理由であるが、東久留米市教育委員会教育目標及び基本方針を改訂する必要があるためである。詳細については総務課長から説明する。

総務課長 平成22年度教育目標と基本方針については数回にわたり議論を重ねてきた。本日は案についての最終的な議決をいただきたい。なお、前回の臨時会でペンディングとなっていたところであるが、策定資料の10ページの基本方針4・施策の方向2と11ページの施策の方向4については「食育」と「食に関する指導」の文言の使い方や表現の変更等について、事務局案を示している。詳細については学務課長から説明する。

学務課長 変更したいところは、10ページの施策の方向2「連携・協力して、市民の健康・体力づくり・食育を推進します。」のところの「市民」と、「健康・体力づくり・食育」の「・食育」の削除である。11ページの施策の方向4で、「学校における食に関する指導」とあるが、ここを「食育」に改める。

教育部長 資料には反映されていないが、11ページに関しては、教育委員会内部で見直しをしたときに、「食に関する指導」という文言よりも「食育」を使ったほうが良いと決定したので、この場で変更させていただきたい。

委員長 この部分については前回、室長からも説明を受けたが、再度、お願いしたい。

指導室長 前回、「食に関する指導と食育という表現はどちらか一方にしないと、整合性がとれないのではないか」というご指摘があった。併せて、「食育という大きい意味を持つ文言と、食に関する指導とはどうつながるのか」というご質問があり、これについては「学校における場合、食に関する指導は狭義の食育にとどまらず、特別活動や家庭科の授業も含めて食に関する指導である」とご理解いただきたい」という話もさせていただいた。最終的に言葉をどう練るかについては事務局に一任していただいたので、再度、事務局内で文言整理を行っている。

「食に関する指導」も「食育」も考え方としては同じであるが、食育基本法の理念等を考えると、現時点では「食育」を昨年度も使っていることと、市民や学校にとって練れている「食育」を「食に関する指導」と同等に扱うことに混乱するのではないかということから、最終的に「食育」とした。併せて二つの条項整理を行ったので、「食育」を1カ所入れている。次年度の本市の教育施策あるいは学校の教育の活動についての指針についてはこのように定めたい。

委員 22年度の教育目標と基本方針についてはこれで結構だと思う。先ほどの「食育」の件であるが、農業から環境問題を考えていくと、将来にわたって非常に重要になると思うので、教育目標の大幅改訂の時期がきたときに、今四つある項目の中に食育と環境を含めて一

つ増やすことも検討していきたい。

また、環境問題にかかる最初の部分で、「豊かな心と人間性を高めていく人間」の人権の枠の中に、自然や環境を大切にする内容も含まれているが別の項目にしたほうがいいと思うので、次回に向けて検討してほしい。

教育部長 「市民」を削除した理由であるが、「市民」とした場合は市全体としての施策となるが、基本方針は「学校」が中心であるため省いている。

なお、教育目標については変更することなく3年から5年ぐらいのスパンでとらえていきたいが、さらに検討したらどうかという意見もいただいているので、今後についてはそういったことも加味して進めさせていただきたい。

委員 全体としてはこの案でいいと思うが、他の委員も言われた「食育」は目標を検討する上で大事な観点だと思う。先日の教育委員の研修会でも、元東大総長・元文部大臣の有馬先生から、「学力向上は食生活、食育、健康づくりとも非常に関連がある」という話があった。

21世紀に入って10年経ち、東久留米としてより理想の教育に近づけるにはどう表現したらいいか。委員長は教育立市を目指すと言われているが、私自身も教育学の立場でさらに勉強したものを提案させていただきたい。

委員長 これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第7号 平成22年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成22年度東久留米市教育委員会基本方針について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第7号は承認することに決した。

議案第8号～第12号の一括審議について

委員長 日程第4に入る前にお諮りする。日程第4の議案第8号から日程第8の議案第12号までは、公民館から生涯学習センターへの変更に伴う規定の整備または廃止をするものである。ついては一括審議を行い、個々に採決を行いたいと思うがよろしいか。異議なしと認め、そのようにする。

議案第8号～第12号の上程、説明、質疑、採決

委員長 「議案第8号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」、「議案第9号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、「議案第10号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について」、「議案第11号 東久留米市公民館運営審議会規則の廃止について」、「議案第12号 東久留米市体育指導委員に関する規則の一部改正について」を議題とする。順次、教育長から提案理由の説明を求める。

教育長 議案第8号から12号まで、一括して提案説明を行う。「議案第8号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成22年2月8日提出、東久留米市教育委員会教育長 永田昇。提案理由であるが、東久留米市立生涯学習センターは平成22年4月1日から開館されるため、東久留米市教育委員会処務規則の一部を改正する必要があるためである。「議案第9号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成22年2月8日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、東久留米市立生涯学習センターは平成22年4月1日から開館されるため、東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する必要があるためである。「議案第10号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成22年2月8日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、東久留米市立中央公民館は平成22年4月1日から名称を東久留米市立生涯学習センタ

一に変更することから、市立公民館印、市立公民館長印、市立公民館契印を廃止する必要があるためである。「議案第11号 東久留米市公民館運営審議会規則の廃止について」。上記議案を提出する。平成22年2月8日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、平成22年4月1日に東久留米市立中央公民館条例を廃止することに伴い、公民館運営審議会規則を廃止する必要があるためである。「議案第12号 東久留米市体育指導委員に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成22年2月8日提出、東久留米市教育委員会教育長 永田昇。提案理由であるが、東久留米市立公民館条例及び東久留米市立公民館使用規則を、平成22年4月1日に廃止することに伴い、規則の一部を改正する必要があるためである。以上、5議案の補足説明については生涯学習課長及び教育部主幹から行う。

生涯学習課長 議案第8号は、公民館係を廃止して生涯学習係に一本化するために処務規則を改めるものである。新旧対照表をご覧いただきたい。公民館が生涯学習センターに名称を変えるに当たり、文言を整理している。次に、議案第9号をご覧いただきたい。事務決裁規程の一部改正であるが、同様に公民館係の事務決裁規程を廃止して、生涯学習係に統合し、公民館という名称を同じく生涯学習センターに変更して文言整理を行うものである。議案第10号は公印規程の一部改正についてである。新旧対象表中、公民館では14番の公民館印、15番の公民館長印、20番の公民館の契印の三つを公民館条例の廃止に伴い削除する。議案第11号は公民館の運営審議会規則の廃止についてである。現在、12名の公民館の運営審議会委員が在籍しているが、公民館条例の廃止に伴い、4月1日で当該規則を廃止する。教育部主幹 議案第12号は公民館条例及び公民館使用規則の廃止に伴い、公民館の文字を削除するもので、今後は学校等の教育機関等が行う事業に関し協力することとなる。

委員長 何か伺うことはあるか。

委員 議案第11号により改めて公民館の運営審議会の廃止が形づけられたので、新しい組織、利用者及び指定管理者との間を取り持っていていい運営ができる会の設置について、重ねて考えていただきたい。

生涯学習課長 指定管理者であるジェイコム及び野村ビルマネジメントと協議したところ、「生涯学習センター利用者懇談会」を設置したいという申し出があった。公民館運営審議会に代わる機能として、生涯学習センターの企画や施設の管理運営に関して幅広く利用者から意見をいただき、同センターの適切な管理運営に努めていきたい。

委員 改正案については特に異論はないが、議案第9号の事務決裁規程中、生涯学習係の分掌事務に生涯学習推進本部と推進協議会が位置づけられているが、内容について伺いたい。

生涯学習課長 過去、生涯学習推進計画を策定した際に同本部及び協議会が設置されている。この推進計画については第2期計画が作られていないため、現在は設置されていない。

委員 実質的には、社会教育委員の会議が生涯学習分野を推進するために検討していただく役割を担っていると思うが、新しいタイミングで大きく推進していく計画を策定する予定があれば、それぞれの役割について検討していくことも必要だと思う。

委員長 4月以降に生涯学習センターに移行後、講座の開設については文化協会に委託しているということであるが、管理運営にかかわる指定管理者は、講座の企画や内容にはかかわらないのか。

生涯学習課長 生涯学習センターの建物や施設の設備・備品等の管理については指定管理者が行う。そのほかの事業の企画についてはジェイコム及び野村ビルマネジメントが自主的な事業を行う。ホールを中心とした音楽や寄席、演劇等の自主的な事業を企画している。

教育部長 現在、スポーツセンターの管理運営業務は、東京ドームに委託している。体育協

会にはスポーツ全体にかかる内容を委託している。一例では、先日行われた小学生・中学生の駅伝大会は市の事業として実施しているが、市の職員だけでは人数が不足しているため同協会にも委託している。

いわゆる「生涯学習」全体については市が責任を持って行うが、さまざまな形で協力をいただく団体として体育協会同様、文化協会にも委託して事業の開催をお願いする部分もある。成人式については今後は公民館係がなくなるため、この事業に関しては来年度以降は職員の人数的なこともあり、文化協会に委託して事業を進めていくことになる。つまり、全体的な生涯学習という一つの大きな枠があって、そのうちの生涯学習センターという箱の部分指定管理者に委託している。市が担う部分と、市が職員数等の理由で対応が難しい部分については市民団体等に委託するということである。

委員長 委託する側の責任の問題について一言申し上げたい。委託した中身がどれだけきちんとして、質の高い内容の講座等が開かれているかについてはどのようにチェックしてきているのか。われわれとしては300万円の補助金を出している以上、管理する必要がある。私は、市の文化の向上については大いに期待し、希望を持っている。よりレベルの高い東久留米の文化のありようというものがあってしかるべきだと思っている。当然のことながら教育委員会が担っているために、折々議論もしているのである。有効性を考えて協力を依頼する形がとられてきているが、だれがどのようにチェックしてきているのかが問題になると思う。今後の課題として、事務局でも考えてもらいたい。

教育部長 ご指摘の点については、私どもが委託している部分も含めて、責任を持って担わせていただいている。毎年度、事務事業評価を行ってチェックを行っており、私も文化協会の事業に出席する機会をとらえて拝見しているが、レベルの高いものが行われていると思っている。

委員 社会教育委員の会議が教育委員会の中に位置づけられているので、文化協会に委託する基本的な方向性や内容については教育委員会が中心となって担い、行政サイドのしっかりとした運営とともに、社会教育委員の会議の場でもしっかり審議をしていただく必要があると思う。

委員長 そういうことだと思う。生涯学習センターに変わるについては、市民の側にもご懸念やご要望もある。新しく管理業者をお願いするについて、管理の部分は利用する側の便利等が直接かかわってくると思うので、十二分に努力していただきたい。中身の質的向上については市民の側の努力にもかかわってくると思うが、教育委員会としては十分に關心を持っていくべき課題であることを、この機会に確認させていただきたい。

これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、個々の採決に入る。「議案第8号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第8号は承認することに決した。

「議案第9号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、よって、議案第9号は承認することに決した。「議案第10号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第10号は承認することに決した。「議案第11号 東久留米市公民館運営審議会規則の廃止について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第11号は承認することに決した。「議案第12号 東久留米市体育指導委員に関する規則の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第12号は承認することに決した。

議案第13号の上程、説明、質疑、採決

委員長 日程第9、「議案第13号 東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

教育長 「議案第13号 東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成22年2月8日提出、東久留米市教育委員会教育長 永田昇。提案理由であるが、東久留米市立第八小学校の閉校に伴い、規則の一部を改正する必要があるためである。詳細については生涯学習課長から説明する。

生涯学習課長 第八小学校が4月1日に閉校することに伴い、スポーツ開放の対象校となっている同校を削除する。なお、スポーツ開放とは、校庭を開放して社会教育団体が行うスポーツの利用に供するものである。

委員長 何か伺うことはあるか。

委員 まったく使えなくなってしまうということか。

教育部長 4月1日からは使えなくなる。

委員 具体的な工事等が始まるまでの間、使えるような状態にしておくことはできないのか。

教育部長 閉校後に第八小学校は売却することが決定しており、既に売却の交渉が進んでいる。現行の施設が残っていると売却できないため、4月早々に工事を発注して、校舎等の取り壊しにかかる予定になっており、4月1日以降の使用は難しい。

委員長 「取り壊すまではあいている」と思いたいところではあるが...

教育長 東京都との話し合いでは、市は2分の1を売却し、2分の1は無償で東京都に貸与することになっている。ただし、その残ったところも早急に買ってほしいということで話をしている。予算の関係上、明確には申し上げられないが、東京都はおそらく22年度の予算で買ってくれるのではないかと。東京都との話し合いによるが、4月の臨時議会で歳入が決定すればより明確になる。買収ということになれば、おそらく使うことは困難になってくる。更地にした後、東京都が公園をつくるまでの間どうするかということがあるが、なるべく早い時期に公園として一部でも開放したいというのが東京都の考え方と聞いている。

委員 売却できた場合、学校施設を売って得たお金であるので学校の改修等に使えるようにできないのか。

委員長 それも市民感情としては当然だと思う。

教育部長 21年第4回市議会でも、学校の施設を売却した場合にそういった基金をつくれないうちという一般質問があったが、基金を設置するかどうかについては財政全体の問題になるので、教育委員会の意向は財政課に伝えておく。

委員 第八小学校に設置されていた夜間照明の移設について、何か決定されたことはあるのか。また、そういう設備があったことによって長期間利用していた団体から意見は出ているのか。

教育部長 市としては、現在の財政事情から、新たな夜間照明施設を設置することはできないと判断している。現在、夜間照明を利用して、サッカー協会が中学生を中心にサッカーの指導をしており、教育委員会としても代替方法を検討している。

委員長 これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第13号 東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第13号は承認することに決した。

議案第15号の上程、説明、質疑、採決

委員長 日程第10、「議案第15号 東久留米市心身障害教育推進委員会設置に関する規則の一部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

教育長 「議案第15号 東久留米市心身障害教育推進委員会設置に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成22年2月8日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、現行表記の改正を行う必要があるためである。詳細については指導室長から説明する。

指導室長 平成18年6月に学校教育法の一部改正が行われ、19年4月から「特殊教育」から「特別支援教育」という文言に変更された。本市の心身障害教育推進委員会の名称も国に合わせ「心身障害」を「特別支援」に、「教頭」を「副校長」に文言を改めるものである。

委員長 これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第15号 東久留米市心身障害教育推進委員会設置に関する規則の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第15号は承認することに決した。

議案第16号の上程、説明、質疑、採決

委員長 日程第11、「議案第16号 平成21年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

教育長 「議案第16号 平成21年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」、上記議案を提出する。平成22年2月8日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。詳細については総務課長から説明する。

総務課長 資料の「平成21年度3月補正予算要求シート」をご覧ください。1枚目は所管が指導室で、事業名は「教職員健康診断事業（法定・法定外）」である。指名競争入札を行った結果、契約差金を減額するものである。次のページの所管は学校適正化等担当で、事業名は「受入校施設整備工事」である。対象は第一小学校、第三小学校、第五小学校の校舎等で、これらについては事業が終了したので、契約差金を減額するものである。次のページも同担当で、事業名は「臨時職員賃金」である。臨時職員2名を配置する予定であったが1名の雇用で済んだため、1名分の減額補正をするものである。続いては総務課が所管で、事業名は「市立第二小学校体育館耐震工事」である。このほか耐震化を行う対象校は神宝小学校、南町小学校、第七小学校、本村小学校の合計5校である。この5校の体育館のIs値はいずれも0.3未満であるため施設を改修する必要性があり、3月補正に計上するものである。財源としては、安全・安心な学校づくり交付金を活用する。さらに、地域活性化・公共投資臨時交付金が裏の補助としてつき、残りについては地方債を活用していく。この5校については3月補正により対応するが、繰越明許として設定し、工事については夏を中心に6月から11月ぐらいまでを工事期間とすることを考えている。続いても総務課の所管で、事業名は「市立第七小学校ガス管改修工事」である。同校のガス管は1967年に埋設して以来40年以上経過しており老朽化が激しく、大事故にもつながる可能性があるため、繰越明許として3月補正で計上し、来年度早々には工事に着手していきたい。歳入については満額、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用する。続いても総務課の所管で、事業名は「PAS（パス）設置工事（高圧負荷開閉器の設置工事）」である。昨年度、第三小学校に

において停電事故が発生しており、パスが設置されていない学校について設置をしていくもので、3月補正に計上する。これについても繰越明許という形で設定して、3月議会に提出する。ただし、第三小学校についてはキューピクルの改修に合わせて整備する必要性、及び同校のキューピクルの工事を行うと多額の費用がかかる。地域活性化・経済危機対策臨時交付金自体に市の枠があるため、第三小学校については3月補正からははずし、これ以降に実施していきたいと考えている。続いても総務課の所管で、事業名は「市立第一小学校体育館改築工事」である。第一小学校体育館の改修工事は平成21年に当初予算で計上したもので、事業の工期は21年7月から22年2月22日までである。契約が完了しており、その契約差金を減額するものである。続いても総務課の所管で、事業名は「市立第三小学校体育館耐震補強工事」である。第一小学校同様、工期は昨年10月に完成しており、その契約差金を減額するものである。続いても総務課が所管で、事業名は「幼稚園閉園関連事業」である。上の原幼稚園の解体工事を当初予算で計上していたが10月21日付で事業が完了しており、契約差金を減額補正するものである。続いても総務課が所管で、事業名は「デジタルテレビの整備」である。これについてはスクール・ニューディール構想に伴うもので、補正予算で計上していたが、3月末までには設置が完了する。物品購入の契約の入札における契約額が確定したので、減額補正をするものである。続いても総務課が所管で、事業名は「校務用パソコンの整備」である。テレビ同様、スクール・ニューディール構想下の事業であり、契約差金の減額補正を行うものである。続いては生涯学習課が所管で、保健体育施設費についてである。毎年、当初予算でスポーツセンター設備の修繕費200万円を計上しているが、本年度は大規模な修繕等が発生しなかったため修繕料を皆減するものである。

委員長 これより質疑に入る。質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第16号 平成21年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第16号は承認することに決した。

その他

委員長 日程第12、その他について。事務局から何かあるか。

総務課長 ない。

委員長 ないようなので次に進む。

諸報告

委員長 日程第13、諸報告について。「東久留米市立小・中学校給食危機管理マニュアルについて」から、以下、説明を求める。

学務課長 「東久留米市立小・中学校給食危機管理マニュアル管理マニュアルについて」は、22年1月15日開催の第1回定例会において教育委員に配布し、説明している。各委員からはお気づきの点があれば学務課に申し出をいただくことでお願いしていた。同時に、2月3日の校長会でも配布し、各学校から内容についての疑義や訂正等があれば、2月17日までに学務課に連絡をいただくことになっている。最終版については内容が固まった時点で、教育委員会で報告させていただきたい。

委員長 何か伺うことはあるか。

委員 第5章の教育委員会編のところ、危機管理委員会のメンバーに当該学校の校長なり副校長が入っていないが、先生方から第1次的な報告を直接伺うことも必要になってくるのではないかと。

学務課長 危機管理委員会については、現行では当該学校の校長は入っていないが、その辺も含めて検討させていただきたい。

2月17日までに学校からも意見聴取することになっているので、各委員におかれてもそれまでにご意見をお寄せいただければと思う。

委員長 この件については以上にとどめる。次に、「中部地域（第八小学校）のその後の状況について」、「東部地域（第四小学校）のその後の状況について」も併せて、説明を求め。

学校適正化等担当課長 中部地域の第八小学校については、第4回目の統合準備連絡会が先般開催された。これは同校の保護者と校長により組織されている。このときに、滝山小学校のときの受入校としての経験をされている第七小学校の先生にお越しいただいて、閉校に当たってのさまざまなアドバイス等を伺った。そのほか、指定校の変更手続きや学用品等の調査についての説明を行った。

次に、受入各校と第八小学校の校長がメンバーである4校連絡会を、2月25日に市役所で開催する予定である。主な議題は受入方法、対応の仕方、メンタル面の支援などが主な議題になろうと思っている。

3番目として、統合準備会についてであるが、3月2日に市役所で、第8回目の統合準備会を予定している。今年度についてはこれが最終の統合準備会になろうかと見込んでいる。これまで保留となっていた議題は校庭や体育館の施設の利用、記念碑の設置についての二つである。校庭や体育館の利用については、本年4月以降は使用できなくなることをお伝えし、記念碑の設置については、名称は未定であるが、例えば、22年度以降に記念碑設置委員会を立ち上げるような形で検討していくことになると考えている。

次に、東部地域の第四小学校については、事務局案がほぼまとまりつつある。同校の受入校については基本プランでは第六小学校となっているが、第六小学校と神宝小学校の2校を受入校にすることを考えている。その理由であるが、基本プランを策定した時期と現在までの経過の中で、東部地域の状況が大きく変化したことである。まず、URの移転時期が基本プランでは明確にはされていなかったことと、公務員住宅については時期もさることながら移転そのものの計画も当時の基本プランには示されていなかったが、いずれも24年4月1日までには全面移転となるなどの大きな状況変化がある。これまでも「第四小学校の今後を考える会」の方々に、あるいはそのほかの説明会等を開催させていただく中でも、第六小学校よりもむしろ神宝小学校のほうに児童が通う結果になることを踏まえれば、第六小学校あるいは神宝小学校に受け入れた後の児童の待遇についても差別しないでほしいという要望をいただいております。申し上げた案であれば平等にできると考えている。この説明会を2月21日の日曜日に、第四小学校で開催する予定である。この状況を見て、3月議会では閉校時期と受入校について報告したいと考えている。

委員長 何か伺うことがあるか。

委員 第4回の連絡会のときに受入校の経験のある第七小学校の先生に話を伺ったということであるが、その話を聞いてさらに議題が増えたのか。また、4校連絡会を2月25日に開催する予定ということであるが、現場で経験された先生のご意見が確実に各校の校長先生にまで届くためにも文書にするなどして、こちらの連絡会に伝わるような配慮をお願いしたい。

学校適正化等担当課長 第4回目の統合準備連絡会にもお越しいただいて話を伺った際は、やはり心のケアの面を重視され、あくまでも転校ではなく適正化に伴う移行であるという説明、さらに卒業アルバムの件も話題に出た。内容については4校連絡会のときに伝える予定である。

委員 第8回の準備会を3月に開催するということであるが、今年度最後という意味でいいのか。統合後も設置する期間が残っていたと思うが。

学校適正化等担当課長 「今年度最後」ということである。予定表でも来年度の3月まで続くことになっている。

委員 東部地域の計画については、主に閉校の時期と、受入校を第六小学校と神宝小学校にするという2点を中心に結論が出せるような形でまとめるという話であったが、それ以外にも基本プランの中では東部地域についてはいろいろ検討事項があるとなっているので、時間をとって協議したいと思っている。

学校適正化等担当課長 そういう時間をとらせていただくが、その前に、保護者に対する説明会の様子なども伝えさせていただきたいと思っており、それ以降に考えている。

委員 中学校給食の民間委託について、前回以降の動きがあれば報告願いたい。

学務課長 前回以降、委託に関しての動きはないが、第七小学校の保護者からは要望書をいただいている。回答については現在作成中であり、後ほど配布する。

委員 民間による中学校給食がスタートしたときも、設置委員会を設けて検討してきた。その後、実施後の状況を検討する委員会の設置を、私も当時PTAだったことから教育委員会に依頼したがなかなか実現しなかった。実施される側としては、初めてのことがどのように流れていくのか不安があるので、ぜひその後の検証ができるような組織の設置を考えていただきたい。

次に予定されている計画についても見通しがついたら報告願いたい。

教育部長 今回の要望は、委員ご指摘のとおり、検証する組織を設けてほしいというものである。教育委員会としては保護者に対して4月に給食の試食会を行いながら、説明会の開催を予定している。今後も、PTAや保護者に対しては、今回の委託に関してさまざまな情報提供をしていきたいと考えている。ご要望の中で「市民全体への説明を」とあるが、教育委員会の基本的なスタンスとしては、一番の当事者である保護者を中心に説明をすることを考えており、また、今回の委託はあくまでも「作り手の変更」であるとしているので、市民全体への説明会の実施については予定していない。

委員 保護者に対しての説明と情報提供はしっかり行っていくということであるが、この事業そのものを検証することを教育委員会内部に設けてほしい。

委員長 ご要望については教育長、部長により、ここにあるようにきちんと対応してもらっていると判断できる。給食の問題、第八小学校、第四小学校等にかかわる問題については引き続きお骨折りをいただいているが、今後ともよろしく願いたい。

閉会の宣告

委員長 これをもって、平成22年第2回教育委員会定例会を閉会する。

(午後11時47分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年2月8日

委員長

署名委員